

目 次

シンポジウム報告	
基調講演「今後の日本の 性犯罪規定のあり方を展望する」……………	岩井宜子 …… 1
2010年度 今村法律研究室新収図書・編集後記 ……………	8

専修大学法学研究所・今村法律研究室主催シンポジウム

“性暴力の実態を踏まえ今後の日本の性犯罪規定のあり方を展望する”
基調講演「今後の日本の性犯罪規定のあり方を展望する」

専修大学大学院法務研究科教授 岩井宜子

皆さん、こんにちは。今日は、本シンポジウムにご参集いただきまして、ありがとうございます。今ご紹介いただきました岩井でございます。

企画趣旨の報告の中で、2009年に行われた国連女性差別撤廃委員会の勧告において、性暴力に関する刑法の改正を求める項目があったという紹介がありましたが、その内容は、①親告罪規定の撤廃、②強姦罪が秩序道徳に反する犯罪として捉えられていることに対して、女性の権利と身体の安全への犯罪であることを明記すること、③法定刑の引き上げをするべきであること、④近親姦と夫婦間レイプを性暴力犯罪として捉えること、というように具体的に示されております。

しかし、日本における刑法の規定は明治40年に制定されたものが大体そのまま使われておりまして、戦後、悪名高い姦通罪の規定を廃止するという改正は行われた